

本資料は、龍ヶ崎記者会、茨城県政記者クラブへ配布しています。

情報提供日：令和8年6月4日

建物の倒壊や建築資材等の散乱による周辺環境への影響を懸念し対応 【本市初】行政代執行による特定空家等に対する解体工事实施(6/22)

龍ヶ崎市では特定空家等※に認定された建物の解体工事を令和8年6月22日(月)午前10時から実施します。

なお、本工事は空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行で行われるものです。行政代執行による解体工事は本市では初めてです。

当該建物は、大部分が倒壊し、建築資材等の散乱が見られるほか、一部が道路側へ傾斜しており、道路通行者等への影響が懸念される状況です。

また、衛生上の問題や景観を損なうなど、周辺の生活環境に影響を及ぼしています。

本市では平成26年の実態把握以降、法定相続人に対し、法に基づいた措置を段階的に講じてきましたが、措置期限までに必要な措置がとられず、そのまま放置すれば周辺の生活環境へ更なる影響を及ぼすおそれがあることから、今回の実施に至っています。

なお、代執行費用は一旦市が負担し、代執行終了後、所有者等に請求します。

※特定空家等…、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定。適切に管理されず放置されることで、倒壊の危険や衛生上の問題が生じるおそれがあるほか、景観を著しく損なうなど、周囲の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある空家のこと。



▲対象物件の現在の状況(1月撮影) 写真提供可能

■物件の場所	龍ヶ崎市2752-3 (詳細は別紙あり)
■実施期間	準備等を含めた施工期間：令和8年6月15日(月)から7月20日(月)まで(予定) 解体着手：令和8年6月22日午前10時に現地で代執行宣言後
	※荒天の場合は順延します。 ※代執行着手日までに所有者等が改善措置を始めた場合は、代執行を延期若しくは中止することがあります。
■実施内容	建物全体の解体・撤去・処分
■執行費用	143万円(解体事業者との契約額)
■執行責任者	総合政策部 まちの魅力創造課長 石崎 清浩
■添付資料	対象物件の概要とこれまでの経過、報道機関受付票
■その他	【現地取材を希望される場合】 現地での安全管理上、令和8年6月19日(金)午後3時まで、別紙「報道機関受付票」にてご連絡ください。 取材時は、旧城南中学校駐車場に駐車後、徒歩にて現地まで移動(約350m)となりますので、予めご了承ください。

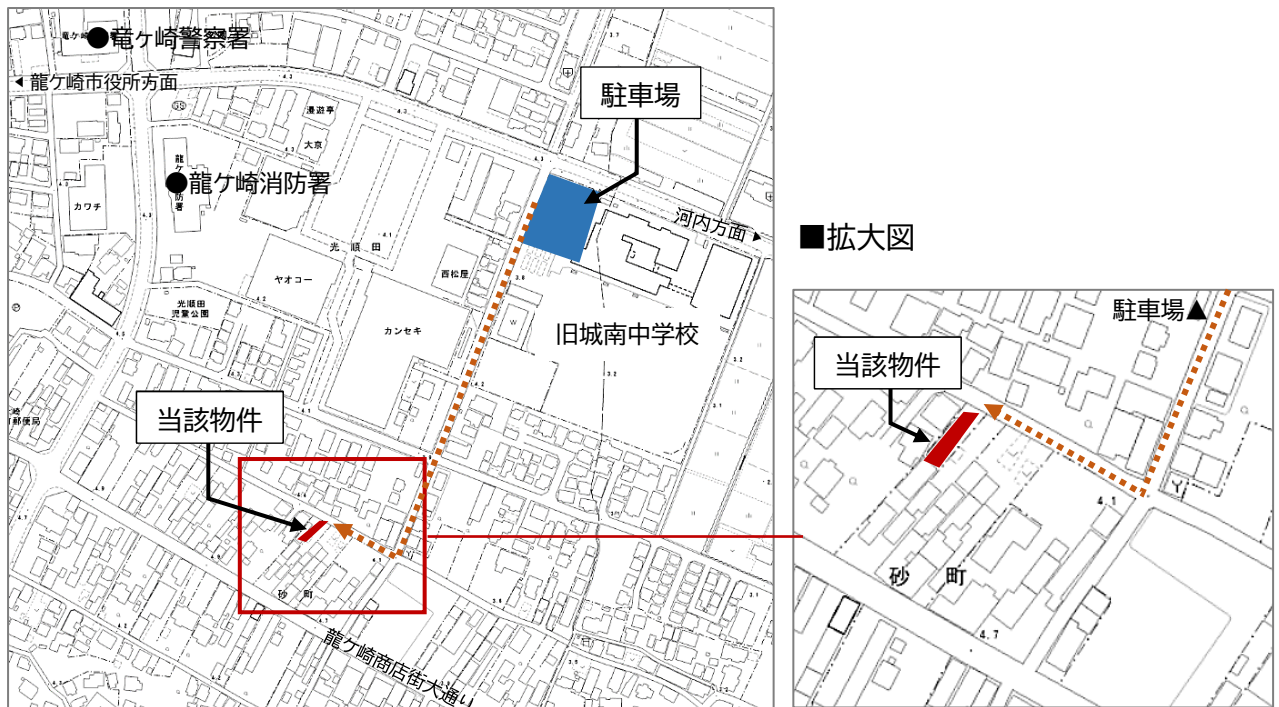
担当課	龍ヶ崎市 総合政策部 まちの魅力創造課 空家対策室 担当者：山西・秋山・巽(やまにし・あきやま・たつみ) 連絡先：0297-64-2751(直通)
-----	---

対象物件の概要とこれまでの経過

【対象物件の概要】

所在地	龍ヶ崎市2752-3 ※大字なし、小字名:砂町
所有権	所有者(死亡)の法定相続人(4人)
面積	65.32㎡ 建物未登記(課税台帳では27.27㎡、昭和38年建築)

<位置図>



【特定空家等に認定後の経過】

本市ではこれまで、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家特措法)に基づき、法定相続人に対し、以下の対応を行っています。

年月	市の対応状況
令和元年12月	法に基づく特定空家等に認定
令和2年2月	助言 その後1回
令和2年8月	指導 その後3回
令和6年9月	勧告 その後3回
令和7年11月	命令に係る事前通知
令和8年1月	命令(措置期限 令和8年3月27日)
令和8年2月	戒告

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課空家対策室 行

報道機関受付票

返信先 FAX 番号 : 0297-60-1583

メール : miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

行政代執行による特定空家等に対する解体工事

【日 時】 令和8年6月22日(月) 午前10時 【場 所】 龍ヶ崎市2752-3

貴社名	
メディア名	
部署名	
お名前	(計 人)
連絡先	携帯電話:
	E-mail:
駐車場の利用	<input type="checkbox"/> 希望する(台数: 台) <input type="checkbox"/> 希望しない
撮 影	<input type="checkbox"/> スチール撮影 <input type="checkbox"/> ムービー撮影 <input type="checkbox"/> なし
通信欄	